

サッカー選手の登録と移籍等に関する規則 新旧対照表

現 行	改 正	備 考
<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p>第7条 <u>〔プロ選手契約の原則〕</u></p> <p><u>プロ選手及び当該選手と契約を締結するチームは、選手契約に関して、次の各号の原則を守らなければならない。</u></p> <p><u>(1) 契約は尊重されなければならない。</u></p> <p><u>(2) 契約は正当事由がある場合には、解除することができる。</u></p> <p><u>(3) 契約はシーズン中において一方的に解除することができない。</u></p> <p><u>(4) 正当事由のない契約の解除の場合、損害賠償が支払われるべきであり、かかる損害賠償は当該契約において予め規定することができる。</u></p> <p><u>(5) 正当事由のない契約の解除の場合、違当事者に対して、懲罰を科することができるものとする。</u></p> <p>第11条 <u>〔登録有効期間〕</u></p> <p>1. 前条に基づく登録の有効期間は、毎年Jリーグ・JFLの第1種チーム及び所属選手は2月1日より翌年1月31日までの1年間、WEリーグのトップチーム及び所属選手は7月1日より翌年6月30日までの1年間、それ以外のチーム及び所属選手は4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。</p> <p>2. 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）については当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。</p> <p>3. 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅したときは、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するもの</p>	<p>サッカー選手の登録と移籍等に関する規則</p> <p>第7条 <u>〔削除〕</u></p> <p>第11条 <u>〔登録年度（年度）〕</u></p> <p>1. 前条に基づく登録の有効期間は、毎年Jリーグ又はJFLの第1種チーム及び所属選手は2月1日より翌年1月31日までの1年間、WEリーグのトップチーム及び所属選手は7月1日より翌年6月30日までの1年間、それ以外のチーム及び所属選手は4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。</p> <p>2. 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）については当該登録を行った日の属する登録年度が終了するまで有効とする。</p> <p>3. 契約の終了その他の事由により、登録を申請した加盟チームと登録選手との間の所属関係が消滅したときは、前2項による登録の有効期間中であっても、その登録は失効するもの</p>	<p>プロ選手規則(1-2③)へ移動のため削除</p> <p>適正化</p>

(決議) 資料 2 ③

とする。

第12条 [シーズン]

1. シーズンは、各チームが属するリーグの最初の公式試合の日から、最終の公式試合の日までの期間とする。
2. 選手は、1つのシーズン期間中につき、最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チームのために公式試合に出場する資格を有する。
3. 選手は、同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦は除く）又はカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

第13条 [登録ウインドー]

1. 選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間（以下「登録ウインドー」という）にのみ登録されることができる。
2. 前項にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約期間が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする。
3. 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、FIFAに報告するものとする。

とする。

4. 選手は、1つの登録年度中につき、最大3つのチームに登録することができる。この期間中、選手は、最大2チーム（2020年度及び2021年度については新型コロナウイルス感染症禍の例外として最大3チーム）のために公式試合に出場する資格を有する。

5. 選手は、同期間中に同じ国内選手権（リーグ戦は除く）又はカップ戦において2チーム以上のために公式試合に出場してはならず、個々の競技会規則を遵守しなければならない。

第12条 (削除)

第13条 [登録ウインドー]

1. Jリーグ又はJFLの第1種チーム及びWEリーグのトップチームについては、選手は、本協会が定めた年2回の移籍を認める期間（以下「登録ウインドー」という）にのみ登録されることができる。
2. 前項にかかわらず、登録ウインドーの終了前に契約期間が終了したプロ選手は、当該登録ウインドー終了後においても登録されることができるものとする。
3. 年2回の登録ウインドーは以下の通り定められ、FIFAに報告するものとする。

第12条2項より移動
同時に、FIFA規則第5条4-i（コロナ禍による影響を考慮した例外規定）を規定

第12条3項より移動

シーズンはプロ選手規則にて定義するため削除

第11条4項へ移動

第11条5項へ移動

適正化

(決議) 資料 2 ③

- (1) 初回の登録ウインドーは、シーズンの終了後に始まり 12 週間を超えない。
- (2) 2 回目の登録ウインドーは、シーズン中に設定され、4 週間を超えない。
4. 選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り登録されることができる。
5. 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。

〔改正〕

- (1) 初回の登録ウインドーは、年度当初に設定され、 12 週間を超えない期間
- (2) 2 回目の登録ウインドーは、年度中に設定され、4 週間を超えない期間
4. 選手は、登録ウインドー中に当該チームから本協会に対し有効に登録申請がなされた場合に限り登録されることができる。
5. 本条の規定は、アマチュア選手が主として参加することを意図した大会には適用されない。かかる大会については、関連する大会におけるスポーツ上の秩序を十分配慮したうえで、個別に登録されるべき期間が設定されるものとする。

〔改正〕

2021年 3月11日

適正化

適正化